

よくあるご質問

質問	回答
<p>出産応援ギフトと子育て応援ギフトの違いは何ですか。 またそれぞれの対象者を教えてください。</p>	<p>出産応援ギフトについては令和4年4月1日～令和5年1月31日の間に妊娠届出を出した妊婦を対象とし、子育て応援ギフトについては令和4年4月1日～令和5年1月31日の間に生まれた子の養育者（原則産婦）を対象としています。</p> <p>どちらも5万円の給付となり、令和5年2月1日の時点で船橋市にお住まいの方が対象となります。</p>
<p>所得制限はありますか。</p>	<p>所得制限はありません。</p>
<p>申請方法について教えてください。</p>	<p>対象となる方に向けて、ご案内や申請書類をお送りします。申請書及び提出書類（アンケートなど）を同封の返信用封筒にてご返送ください。</p>
<p>外国籍の方は出産応援ギフト・子育て応援ギフトの給付対象者となりますか。</p>	<p>船橋市に住民登録があり、日本国籍を有する者と同様の同様の要件を満たしていれば給付対象となります。（短期滞在者等の住民登録がない方は給付対象外となります）</p>
<p>令和4年4月1日より前に妊娠届出をし、令和4年4月1日以降に出産をしました。 この場合、出産応援ギフトの対象にはならず、子育て応援ギフトのみ給付されるのでしょうか。</p>	<p>出産応援ギフト・子育て応援ギフト両方の給付対象となります。</p>
<p>令和4年4月1日～令和5年1月31日の間に他の市で子を産んだ後に船橋市に引越しをしました。 令和5年2月1日時点で船橋市民の場合、引越し前の市と船橋市どちらの市で申請を行えばいいのでしょうか。</p>	<p>開始時期は異なりますが、全国で同様の事業が行われます。 引越し前の市で申請をしていない場合、船橋市で申請を行うことが出来ます。</p>
<p>令和4年4月1日～令和5年1月31日の間に船橋市で子を産んだ後に引越しをし、令和5年2月1日時点で船橋市民ではありません。この場合引越し先の新しい市で申請を行うのでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。 詳細は現在お住まいの市区町村にお問い合わせ下さい。</p>
<p>多胎児の場合の給付内容について教えてください。</p>	<p>出産応援ギフトについては妊婦1人当たり5万円の給付となります。子育て応援ギフトについては新生児1人当たり5万円の給付となります。 例えば、双子を出産した場合は出産応援ギフトとして5万円、子育て応援ギフトとして10万円が給付されます。</p>
<p>DVを理由に住民票を船橋市以外の市区町村から動かさずに船橋市に住んでいます。 船橋市で出産応援ギフト・子育て応援ギフトの申請を行うことは出来ますか？</p>	<p>DVを理由に避難している方であっても、避難先の市区町村において面談等を実施した場合、当該避難先の市区町村で出産応援ギフト・子育て応援ギフトの申請を行うことが出来ます。 なお、その際に現在船橋市にお住まいであることが確認出来る書類（賃貸住宅の契約書や光熱水費の領収書など）の提出をお願いする場合があります。</p>